

# 北海道上富良野高等学校サポーターズクラブ会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会の名称は、北海道上富良野高等学校サポーターズクラブという。
- 第2条 本会の目的は、上富良野高等学校の発展を期し、側面から協力し、あわせて会員相互の親睦を図り、上富良野町全体の活性化に寄与する。

## 第2章 会員及び役員

- 第3条 本会は、第1章第2条の目的に賛同する地域住民の有志を以って組織する。
- 第4条 本会に次の役員を置く。
- (1) 代 表 1名
  - (2) 副 代 表 1名
  - (3) 事 務 局 長 1名
  - (4) 事 務 局 員 若干名
  - (5) 会 計 監 査 2名
- 第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。
- (1) 代表は本会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副代表は、代表を補佐し、代表事故あるときは、その仕事を代行する。
  - (3) 事務局長は事務局を主宰し、本会の事務の円滑な運営を行う。
  - (4) 事務局員は事務局長を補佐し、本会の事務一切を処理する。
  - (5) 会計監査は本会の会計を監査する。
- 第6条 役員の選出は、第8条に定める定期総会に於いて出席者の信任によって決し、任期は1ヵ年とする。ただし再任は妨げない。
- 第7条 役員に欠員が生じた場合は、直ちに補充し、その任期は前任者の後任期間とする。

## 第3章 会 議

- 第8条 本会は、定例総会と交流会を行う。
- (1) 総会は、本会の最高議決機関であり、出席者をもって成立するものとする。
  - (2) 定例総会は、毎年6月に行い、次の協議をする。  
イ、役員改選 ロ、事業会計報告 ハ、事業計画 ニ、その他
  - (3) 交流会は、本会の目的のために、会員相互の交流を図るために行うものであり、時期は事務局に委ねる。

## 第4章 事務局

第9条 本会は事務局を上富良野高等学校内に置く。

## 第5章 会 員

第10条 本会の会員は、毎年入会手続きを行う（連絡が無い場合は無効）。会員期間は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わるものとする。また、初回の入会時は入会金300円を納めなければならない。

第11条 本会の経費は、会員の拠出する会費と臨時収入を以てこれに充てる。

第12条 本会の経費は、本会の円滑な運営の為の事務費として使用する。

第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わるものとする。

## 付 則

第1条 本会則の改廃は、総会の議決によらなければならない。

第2条 本会側は、平成17年 9月16日より実施する。

第3条 平成18年 6月19日より一部改正

第4条 平成19年 6月 1日より一部改正